

浜松市公告第650号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及びその添付書類を、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成24年8月10日

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）バロー中野町店  
浜松市東区中野町640番の一部 外8筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
浜松市中区旭町10番地の8株式会社浜松駅前ビル  
清川林業株式会社 代表取締役 清川 紘二
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
岐阜県恵那市大井町180番地の1  
株式会社バロー 代表取締役 田代 正美
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年4月9日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,420平方メートル
- 6 施設の配置に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項 目	届出内容
駐車場の位置及び収容台数	108台
駐輪場の位置及び収容台数	41台
荷さばき施設の位置及び面積	96平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	43.2立方メートル

7 施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	届出内容
小売業を行う者の開店時刻	午前9時00分
小売業を行う者の閉店時刻	午後9時30分
駐車場を利用できる時間帯	午前8時30分から午後10時00分まで
駐車場の出入口の数及び位置	2箇所
荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時00分から午後10時00分まで

8 届出年月日

平成24年8月8日